玉 第百六十 会 回

参 議 院 農 林 水 産 委 員 会 会 議 録 第

士号

うに考えます。

しかし、 先ほど吉川座長も言われましたよう

平成十七年六月二十七日 (月曜日) 午後一時開会

農林水産に関する調査 政府参考人の出席要求に関する件 本日の会議に付した案件

についてどうお考えになるか。

染状況の把握にもつながる、正確な把握にもつ とは、これは、米国の検査体制のみならず、汚 を用いて再度確認をして陽性が出たというこ 行うと、ウエスタンブロッティングという手法 に、内部で自発的に問題点が指摘され再検査を

(牛海綿状脳症問題に関する件) (牛海綿状脳症(BSE)対策に関する決

簡潔にお願いしたいと思います。 時間が十五分なものですから、答弁できるだけ お聞きしたいんですけれども、ちょっと、質問 最初に、参考人として来られた先生お二人に **戦育子君** 日本共産党の紙智子でございます。

ウエスタンブロット法による検査必要ないと すと、改めてこの米国の検査方法、検査体制へ されたんだけれども再検査された経過を見ま の疑問が生じてくるんですね。米国はこれまで てです。アメリカで新たにBSEに感染した牛 けれども、アメリカのBSEの検査体制につい が見付かって、しかも、いったんは陰性と判定 う立場で実施してこなかったわけですけれ 最初に金子座長代理にお聞きしたいんです

> うふうに思うわけです。 ども、かなり見逃しがあったんじゃないかとい 汚染度の評価が正確にできるかどうかという のは非常に疑問があるんですけれども、この点 の現在のサーベイランスの結果で、BSEへの 検査頭数や検査対象の問題含めて、この米国

その検査の妥当性についてお答えします。 検査について、米国における検査感度あるいは 政府参考人(金子清俊君) まず第一点目の

が出たと、疑いの牛が出たということで二次検 グといいますか、スクリーニングと言いますけ 査に回ったわけです。 ると。そこで三十八万頭余をやって三頭の陽性 れども、科学的にはですね、ちょっと混同する 本が行っているのと同じ会社のスクリーニン いうふうに聞いておりまして、一次検査は、日 という二つの二段構えの体制を取っていると 米国ではオートマチックに、 自動的にやってい していると。 これは日本とほぼ同等。 ただし、 んですけれども、第一次的な網を掛ける検査を 米国も日本と同じように一次検査、二次検査

化学では陰性であったと。この点はもう疑いの けですが、その三頭いずれもIHC、免疫組織 ない、まあ検査としては不十分であるというふ ちらかが陽性であれば陽性と判定していたわ スタンブロッティングと免疫組織化学、このど 一次検査は、日本は、御指摘のように、ウエ

います。やはり、過ちを正すに遅きに失してい ながる非常な進歩であるというふうに私は思 いと思いますが。 ないというか、非常にその姿勢は私は評価した

で、検査の感度だけではないというふうに思い 頭数等ほかの要素もかなり絡むと思いますの 汚染状況の把握に関しては、サーベイランスの までは確実にはできていないと思います。ただ 染状況の正確な把握も、第一点目の不十分なま いますし、二番目の御質問であります米国の汚 認検査は従前の方法では不十分であったと思 最初の御質問の点に関しましては、やはり確

摘がありますね の批判的意見に留意すべきである。」という指 における牛海綿状脳症に係る食品健康影響調 プリオン専門調査会がまとめた答申で、我が国 ぐっての問題ですけれども、食品安全委員会の けれども、これは国内対策の見直しの答申をめ 査で、その「おわりに」というところで「二つ 紙質子者 それじゃ吉川座長にお聞きします

> す。 省に対する言ってみれば注文的な中身もある のかなというふうに思ったわけですけれども、 この点についてできるだけ簡潔にお願いしま 査委員会としての、リスク機関、農水省、厚労 なぜこういう内容が盛り込まれたのか。 専門調 これは非常に重要だと思うんですけれども、

れども。 う、その科学的な重みもまたリスクマネジャー 項を「おわりに」の中に付け加えたわけですけ 後二十か月以下のデータは取れなくなるとい はあるけれども、それをやめてしまうともう今 あるいは非常に少ないというレベルのもので としては考えてくれという、その二つの附帯事 に対する危害という点から見れば無視できる 事項として、対策を取ってから諮問すべきでは なかったのではないだろうかということと、人 評価を終えるに当たって、附則というか附帯 政府第5人(吉川泰弘君) お答えします。

そうしなければならないものかというふうな 時に、諮問に対しては責務があるわけで、評価 で食品安全委員会のプリオン専門調査会、諮問 いけないんですけれども、それはアプリオリに をしてくれと言われれば評価を返さなければ いうところの議論を何度も繰り返してきた。 同 を受けて、自分たちが実際何をするところかと 議論が実は尽くせなかった。特に、この諮問が これが付け加わった理由というのは、それま

来るに当たって、その背景、経緯、その他について説明がないまま評価をするということにいて説明がないまま評価をするということになってしまったので、逆に言えば、評価を終えた後、こういう点に留意してくれという、そのが来たときに、そうではなくて、順序をひっくり返さないで諮問の背景、経緯、その他についてから議論しましょうという話になったわけです。だから、今回、米国によって、その背景、経緯、その他についてから議論しましょうという話になったわ

問の仕方、内容についてなんです。 肉のリスク評価に関しての厚労省、農水省の諮園きしたいんですけれども、米国・カナダ産牛間をしたいんですけれども、米国・カナダ産牛

それで、先ほどもちょっとやっぱり不安も日でもう一度確認したいんですけれども、日本向けのプログラムは、言わば現在やっていないもので検証データというのは何もないわけですよね。架空のものなわけです。やっぱり、完全に実施されるのかどうかというのは、担保が明確じゃない中ではちょっとやっぱり不安も日本の国民の中にはあると。

うことにあくまでも固執をするという場合や、 でデータも含めて更に提出も要望するという にとを言われたわけですけども、農林水産省 にとを言われたわけですけども、農林水産省 にとを言われたわけですけども、農林水産省 にとを言われたわけですけども、農林水産省 に対して、

> ことでしょうか。 は、答申が不可能ということもあり得るという必要な検証データがそろわない場合というの

政府参考人(金子清俊者) おっしゃるとおりの問題点は、もう私は何度も申し上げるまでりの問題点は、もう私は何度も申し上げるまで

実際にどういうデータをいただけるのか、ど実際にどういう不識結果になるのか、現時点では私が予か、そういう可能性がゼロかと言われればゼロではないということしかお答えできませんが、そうなるかと言われたらそうなるというわが、そうなるかと言われたらそうなるといるのか、ど実際にどういうデータをいただけるのか、ど実際にどういうデータをいただけるのか、ど

認識だと思います。 論を進めるという点は、これは委員全員の共通出すべきであろうと、極力結論を出す方向で議

紙電子者 それじゃ、政府への質問にします。

を確認された後に行うのが合理的な判断だとて、月齢見直しについては一連の対策の実効性の批判的意見に留意すべきだと言って、この輸入混合飼料の影響が不明で、その対策の実施はいう中で、月齢見直しについては一連の対策の実施はいう中で、月齢見直しについては一連の対策の実施はいる。 く 参考人にもお聞きしたんですけ

科学的知見が極めて限られていることから、月 科学的知見が極めて限られていることから、月 科学的知見が極めて限られていることから、月 科学的知見が極めて限られていることから、月 科学的知見が極めて限られていることから、月 日間では、ただいま御指摘がありまして、二点 日間では、ただいま御指摘がありまして、二点 日間では、ただいま御指摘がありまして、二点 日間ですべき意見として記述されております。 一つは、ただいま御指摘がありましたように、 日間ですべき意見として記述されていることから、月

)がら行うのが合理的な判断であるという御指齢見直しは一連の対策の実効性が確認されて科学的知見が極めて限られていることから、月ーつは、ただいま御指摘がありましたように

くても分かりますから。 紙質子者 短くしてください。それ、言わな

政府参考人(外口祭者) はい。

う御指摘であります。 齢牛での検査成績の評価はできなくなるといもう一つは、自主的全頭検査がなければ、若

厚生労働省としては、食品安全委員会の答開の「おわりに」の部分や、同委員会の審議の過程における議論にも留意して、SRM管理の徹底を進め、ピッシングの中止については、食肉の安全性の確保と従事者の安全確保の両立にの安全性の確保と従事者の安全確保の商品について取り組むこととしております。

申の「おわりに」に記述された留意すべき意見ありますが、結果として、食品安全委員会の答為のものであり、混乱回避を目的としたものであり、混乱回避を目的としたものでまた、最長三年間の予定で行う自主的全頭検

ております。

新子者 食品安全委員会の答用の中では、 二十か月齢以下なら検査しなくてもいいという結論は一言も言ってないと思うんですね。 やっぱり、リスクは増える可能性があるけども増す。 初めに検査の緩和ありきで、それに否定的す。 初めに検査の緩和ありきで、それに否定的す。 初めに検査の緩和ありきで、それに否定的す。 初めに検査のあるのでした。 食品安全委員会の答用の中では、

それで、答甲では、月齢の見直しは一連の対が先決じゃないかと思うんですけども、いかがが先決じゃないかと思うんですけども、いかががた決じゃないかと思うんですけども、いかがですか。

政府参考人(外口業者) 食品健康影響評価につきましては、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われることが基本であり、当該食中強まえ、BSE検査月齢の見直しについて対を踏まえ、BSE検査月齢の見直しについて対を踏まえ、BSE検査月齢の見直しについて対応しているところでございます。

ちょっと時間もありますから次行きます。 **紙電子者** 今の答弁では納得できませんけど

農水省にお聞きします。

時に、これまでの検査のずさんさも明白になっアメリカで二頭目の感染が確認をされて、同

たと。アメリカの検査ではかなり見逃しがあるというふうに思うわけですけれども、少数の感染だからといってどこまでBSE感染が広がっているのか分からない。しかし、十月の二十三日の日米の合意で、日米両国は十分に強固ななBSEの事例が確認されても、科学的な根拠がなされなければ輸入停止や牛肉貿易パターンの攪乱という結果に至ることはないと確認しているわけですけど、私はこの確認自体誤りだというふうに思っています。

で プログラムというのはこれから実施するもの と。これはやっぱり、日本向けのプログラムの ○○%実施できることを前提にして審議しろ ちゃんといくのかということではないのに、一 なということになってしまうんじゃないかと。 実効性については食品安全委員会に審議する 判定も実際には担保がないわけですよ。 それで ないし、アメリカ任せで、SRMの除去も月齢 Ų に言っているわけです。 現実には、日本向けの してこのリスク評価をしてほしいというふう 下でSRM除去が一〇〇%実施されたものと 省は日本向けプログラム、つまり二十か月齢以 それであれば、架空の条件で牛肉のリスク評価 こともアメリカ任せなわけです。検証データは 食品安全委員会の諮問について、厚労、農水両 あわせて、米国産、カナダ産の牛肉に関する 検証のデータはもちろん何もないわけです 日本向けのラインをつくるかどうかという

うか。いかがですか。せよと言っているのと同じじゃないんでしょ

政府参考人(中川坦君) 二点ございました。 まず、その最初の点でありますけれども、昨年十月の日米局長級協議での文言でありますけれども、元々、第一例目のBSEがアメリカけれども、元々、第一例目のBSEがアメリカというよりもむしろ北米大陸、カナダ、アメリカというよりもむしろ北米大陸、カナダ、アメリカはそれぞれ一定のBSEリスクがあるということが示されております。

十月の局長級協議もこういったことを前提にして議論をしたわけでありまして、今日も変わっておりませんけれども、アメリカで二十か月、例えば二十か月以下というふうに今我々が想定していること以外の新たな知見が出れば別でありますけれども、アメリカには一定のB別でありますけれども、アメリカには一定のB別でありますけれども、アメリカには一定のB別でありますけれども、アメリカには一定のB別でありますければ直ちに輸入停止にはつながらないな条件も輸入条件として加えたところでござな条件も輸入条件として加えたところでございました。

すから、これに適合しているかどうかというこのアメリカにおきます認証システムでありまも、今回の輸出証明プログラムというのは一種それから、二点目のお尋ねでありますけれど

当然だと思うんですけども、米国ではやっぱ

の対象者については、各業者というんでしょうか、それにち入っての検査など一定の手続を経て、それにち入っての検査など一定の手続を経て、それにはの中肉を取り扱う資格ができるということになっておりますし、当然 違反者に対してはのがございます。

こういった、アメリカの今準備をしております。 こういった、アメリカの今準備をしております 軟出証明プログラム自体の中にも遵守の条件が織り込まれておりますし、また、我々日本件がついては十分チェックをしていきたいといった。 アメリカの今準備をしております かく 一定の、アメリカの今準備をしております かく 一定の、アメリカの今準備をしております かく 一定の、アメリカの今準備をしております かく 一定の、アメリカの今準備をしております かく アメリカの今準備をしております かく アメリカの今準備をしております かく アメリカの (本) は いった アメリカの (本) は いった アメリカの (本) は いった (本) は いっ

紙智子者 はい。 で、簡潔にやってください、質問も答弁も。

今お話があったんですけれども、私はやっぱり、十月二十三日の時点のときに既にこういうことを言ってしまったということ自体はやっています。そして、やはり今お話がありましたけど、二十一日のプリオン専門委員会でも、一〇〇%の遵守はあり得ないという意見や詳細な状況が分からなければ評価できないという批判も出されたわけです。

を最後に申し上げて、質問を終わります。 いち はい で、そういう中でやっぱりまず問題点をきちんで、そういう中でやっぱりまず問題点をきちんと見極めるのが先決だと。やっぱり架空の条件と見極めるのが先決だと。やっぱり架空の条件と見極めるのが先決だと。やっぱり架空の条件で、そういう中でなめるような諮問ということができじゃないと、撤回をすべきだということを最後に申し上げて、質問を終わります。